

# 月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2021.6月号》

発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16

ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

(FAX 018-864-1815)



ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。

(事業主の皆さまへ)

## 6月は外国人労働者問題啓発月間です

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解のうえ、適正な外国人雇用をお願いします。

### 1. 外国人の雇用状況を適切に届け出してください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください(留学生やアルバイト等を含む)。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

### 2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

厚生労働省では、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んで下さい。

6月は「外国人労働者問題啓発月間」

「ともに働き、ともに活躍」

外国人雇用はルールを守って適正に

外国人を雇っている事業主の皆さん、  
守るべき雇用ルールについて、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に応じていますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ雇用状況の届け出を出していますか？

(外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針)より

※詳しくは、ハローワーク(公共職業安定所)、都道府県労働局にお問い合わせください。

厚生労働省

届け出の際は在留カードの番号の記載が必要です！

【お問合せ先：企画部門 部門コード 32#】

## 「高年齢者雇用状況報告」・「障害者雇用状況報告」にご協力ください

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項」、「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」の定めにより、ハローワークでは毎年6月1日現在における高年齢者及び障害者の雇用状況報告をお願いしております。報告の対象となる事業所には、厚生労働省から依頼文とともに報告書が送付されていますので、ご記入のうえ、**7月15日(木)までに**、ご報告いただきますようお願いいたします。

※報告は、郵送・ご持参による方法のほか、

総務省e-Gov電子申請システムを使用する電子申請も可能です。

※詳しくは、**紹介第3部門(部門コード41#)**にお問い合わせください。

(担当部門が企画部門→紹介第3部門に変わりました)



高年齢者雇用状況報告の対象が、従業員21人以上の事業所になりました。

【お問合せ先：紹介第3部門 部門コード 41#】

(事業主の皆さまへ)

# 新たな履歴書の様式例の作成について

厚生労働省が作成した「様式例」を参考にして、  
公正な採用選考の取り組みをお願いします。

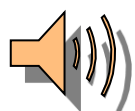
厚生労働省では、これまで公正な採用選考を確保する観点から、一般財団法人日本規格協会（以下「日本規格協会」という。）が、JIS規格の解説の様式例において示していた履歴書の様式例の使用を推奨していましたが、令和2年7月に日本規格協会が、JIS規格の解説の様式例から履歴書の様式例を削除したため、新たな履歴書の様式について検討を行い、事業主の皆さまに広く参考にしていただくための様式例（厚生労働省履歴書様式例）を作成しました。

採用選考時に使用する履歴書の様式については、本様式例を参考にしつつ、公正な採用選考をお願いします。履歴書の様式に本様式例と異なる記載欄を設ける場合は、公正な採用選考の観点に特にご留意をお願いします。

## 変更点（従来の履歴書様式例と異なる点）

<新たな様式例については厚生労働省のHPでご確認ください>

1. 性別欄は任意記載欄となります。
2. 「通勤時間」、「扶養家族（配偶者を除く）」、「配偶者」、「配偶者の扶養義務」の4項目は設けないこととします。



## ハローワーク秋田 雇用の動き(令和3年4月)

### 概況（常用）

求職者数と求人数は、新規・有効とも前年同月比で増加している。有効求人倍率は1.27倍となり、前年同月比で0.03ポイント上昇、前月からは0.10ポイント低下した。

管内の雇用情勢は、求人倍率が高い水準を維持しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている産業と影響が少ない産業の二極化がうかがえる。また、雇用保険受給者の増加など懸念材料も見られるため、引き続き新型コロナウイルス感染症等の影響を注視する必要がある状況となっている。

#### 【用語解説】

\* 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計をいう。

\* 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。

\* 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

### ■有効求人倍率（常用）の推移

